

社会福祉法人修央会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人修央会（以下「当法人」という）定款第八条および第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等が理事会等会議に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が前項の実費弁償費を超える場合は、旅費に関する規程に基づき、別途支払うことができる。

(役員等の旅費)

第3条 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費に関する規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1

役職名	報酬	実費弁償費
理事	5,000円	1,000円
監事	5,000円	1,000円
評議員	5,000円	1,000円
評議員選任・解任委員	5,000円	1,000円